



# 台風19号による大雨被害 災害支援のお知らせ

第4号  
(令和元年11月17日)

このたびの台風19号により被災された皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。栃木市では、被災された皆さまに、様々な支援を実施していきますので、ご案内いたします。ぜひご利用ください。

## 「被災者支援総合窓口」を開設します

被災された方々からの補助金等の申請を受け付けるため、次のとおり総合窓口を開設します。

### 申請をする場合は、次の点にご注意ください

- ・混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。
- ・印鑑（朱肉を使うもの）や振込先のわかるもの（通帳など）をお持ちください。
- ・提出書類は、必ず事前に準備をお願いします。また、写しを提出するものは、あらかじめコピーをしておいてください。
- ・写真は、プリント（印刷）したものをご用意ください。

### 総合窓口で申請できる補助金等

この情報紙の支援内容のうち「住宅・家財などに対する支援」の（1）～（7）、「崩土等除去・敷地復旧」の（10）（上記以外は各担当課窓口で受け付け）

※お住まいの地域にかかわらず、申請を受け付けます。

※土日は「崩土等除去・敷地復旧」の（9）、農業、商工業に対する支援に係る補助金も総合窓口で受け付けます。

### 栃木地域総合窓口

◆期 間 11月23日(土)～12月15日(日) ※土日含む ◆受付時間 9時～17時 ◆場所 市役所本庁舎1階市民スペース  
(※8時から10時までの間、市役所本庁舎1階市民スペースの出入口は、北側入口のみとなります)

### 大平地域総合窓口（駐車場は大平中学校体育館西側をご利用ください）

◆期 間 11月23日(土)～12月8日(日) ※土日含む ◆受付時間 9時～17時 ◆場所 大平公民館1階視聴覚室

### 総合窓口以外の受付窓口

市役所本庁舎の各担当課や各総合支所が窓口となる支援・補助等の申請については、下記の日程で受け付けます。

○市役所本庁舎 ◆期 間 11月25日(月)以降の平日 ◆受付時間 8時30分～17時15分 ◆申請窓口 各担当課窓口  
※栃木地域の総合窓口開設中は、総合窓口で申請できない補助金のみ受け付けます。

※お住まいの地域にかかわらず、受け付けます。

○各総合支所 ◆期 間 11月25日(月)以降の平日 ◆受付時間 8時30分～17時15分

◆申請窓口 地域づくり推進課・・・「住宅・家財などに対する支援」の（1）～（5）、「崩土等除去・敷地復旧」の（10）  
市民生活課保健福祉係・・・「住宅・家財などに対する支援」の（6）、（7）

産業振興課・・・「崩土等除去・敷地復旧」の（9）、農業、商工業に対する支援に係る補助金

※大平総合支所では、大平地域の総合窓口開設中、総合窓口で申請できない補助金のみ受け付けます。

※各総合支所では、当該地域にお住まいの方 または 事業所のある方のみ受け付けとなります。

問合せ先 総務課 ☎(21)2342

## 災害見舞金

台風19号により被災された世帯や事業所等に見舞金を支給します。

◆対 象 ○本市に居住し住民基本台帳に記録されている世帯主  
○市内に事業所を有し事業を営んでいる事業主（アパート等の所有者を含む）

◆見舞金額 ○入院加療1週間以上の負傷の場合：10万円 ○全壊、半壊、床上浸水の場合：10万円 ○床下浸水の場合：1万円  
※アパート、借家などにお住まいの単身世帯の場合、半額となります／※空き家は対象になりません。

◆申請方法 対象と思われる方に、後日市より「災害見舞金支給申出書」の用紙を郵送します（12月中旬予定）。用紙が届きましたら、必要事項を記入し、預金通帳の写しを添付のうえ、返信用封筒により市に提出してください。

問合せ先 福祉総務課 ☎(21)2102

## 住居・家財などに対する支援

### （1）被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金を支給します。

◆対 象 ・住宅が全壊した世帯（全壊世帯）  
・住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）  
・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）  
※被害程度は、り災証明により確認してください。

◆支 援 額 2頁の表をご覧ください。

◆提出書類 基礎支援金：り災証明書／解体証明書交付申請書（解体世帯の場合）／住民票（※1）／預金通帳の写し（※2）  
加算支援金：基礎支援金の提出書類のほか、住宅を建設、購入、賃借及び補修するときの契約書等の写し（※3）

※1 住民票は、令和元年10月12日時点の住所が分かる世帯全員のもので、続柄が記載されているものを用意してください  
(次頁に続く)

さい。被災時に、栃木市に住民登録がなかった方は、令和元年10月12日時点の住民票と栃木市に住んでいたことがわかる居住証明書（公共料金の領収書など）が必要です。

※2 預金通帳の写しは、申請者（世帯主）の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるものが必要です。

※3 補修の場合で、工事契約書がない場合は、見積書と工事写真と領収書で契約書に代替できます。

◆受付期間 基礎支援金：令和2年11月11日（水）まで／加算支援金：令和4年11月11日（金）まで

◆支援金の支給額表 (単位：万円)

区分		基礎支援金		加算支援金		計 ①+②
		住宅の被害程度		住宅の再建方法		
		①	②			
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300	
			補修	100	200	
			賃借	50	150	
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250	
			補修	100	150	
			賃借	50	100	
単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225	
			補修	75	150	
			賃借	37.5	112.5	
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5	
			補修	75	112.5	
			賃借	37.5	75	

問合せ 危機管理課 ☎(21) 2551

## (2) 住宅の応急修理への支援

住宅が被害を受けた世帯に、**市が業者に依頼し**、被災した住宅の居室・台所・トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、一定の範囲内で応急的に修理をします。

◆対象 住宅の被害が半壊・大規模半壊・一部損壊（準半壊）の世帯

◆限度額 半壊・大規模半壊 59万5千円 / 一部損壊（準半壊）30万円

◆申請に必要なもの 印鑑、修理見積書、被害状況が確認できる写真（3～4枚）、住民票（※）、り災証明書の写し

※住民票は、令和元年10月12日時点の住所が分かる世帯全員のもので、続柄が記載されているものを用意してください。

◆申請方法 修理工事を行う前に申請ください（業者への支払いが完了してしまうと対象となりません。詳しくはご相談ください）。

問合せ 住宅課 ☎(21) 2452

## (3) 被災者住宅復旧支援事業費補助金

住宅に被害を受け「(1) 被災者生活再建支援制度」が適用とならない方に、住宅の復旧費用の一部を補助します。

◆対象

被害を受けた住宅（所有者の3親等以内の親族が居住するもの）の復旧費用で、復旧に要する経費が10万円以上のもの。

※「(2) 住宅の応急修理への支援」や保険金等により被災住宅に対して補てんされる金額を経費から控除します。

※カーポート、物置、塀などは対象外です。 ※住宅を建て替える場合は対象外です。

◆補助内容

半壊：50万円を限度 一部損壊：復旧費用の2分の1（10万円を限度）

◆提出書類

明細書、見積書の写し（※）、被災箇所の写真、り災証明書、被災した住宅の保険証券等の写し（加入内容がわかるもの）

※工事発注者の氏名（フルネーム）、施工事業者の住所、名称、代表者名が記載され、押印されているもので、工事の内訳明細がわかるよう表示されたもの。

◆申請期限 令和2年10月12日（月）まで

問合せ 危機管理課 ☎(21) 2551

## (4) 被災住宅再建等の資金借入れの利子の補助

被災住宅の再建を促進するため、再建資金を借入れた場合に生じる利子を補助します。

◆対象 居宅に被害を受け、被災住宅の再建等のために必要な資金を借入れた世帯

◆限度額 100万円以上500万円以内の融資の年3%以内の利子5年間分

◆申請に必要なもの 金銭消費貸借契約書（抵当権が設定されている場合はその契約書を含む）、償還計画表、

土地および建物の全部事項証明書（登記簿謄本）、り災証明書の写し、金融機関からの融資状況報告に係る同意書

◆申請期限 令和2年4月30日（木）まで

問合せ 住宅課 ☎(21) 2452

## (5) 指定民間賃貸住宅家賃等補助金

自宅が被災した世帯が、新たに市の指定する民間賃貸住宅に入居した場合に必要な費用の一部を補助します。

◆対象要件 ・被害の程度が「全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（準半壊）」の判定を受けていること

・り災証明書の交付を受けていること

・令和2年1月31日までに市の指定する民間賃貸住宅に入居していること

・「(1) 被災者生活再建支援金」の支給を受けていないこと など

◆補助内容 1世帯20万円（1回限り）

◆申請に必要なもの 賃貸借契約書の写し、り災証明書の写し

◆申請期限 令和2年4月30日（木）まで

問合せ 住宅課 ☎(21) 2453

## (6) 被災した家財家電・(7) 被災した自動車 の買換え・修繕の費用の補助

被災した家財、家電、自動車の買換え・修繕に要する費用に対し補助金を交付します。

◆対象者 【家財・家電】市内に住所を有する「床上浸水被害」を受けた被災世帯 / 【自動車】市内に住所を有する被災世帯  
※事業者は対象となりません。ただし、居住する住宅において事業を営む場合(店舗併用住宅など)は、住宅用に使用する「家財・家電」および事業用以外で使用する「自家用自動車」について対象となります。

◆補助対象経費 被災した家財、家電、自動車の買換え・修繕に要した経費で、次の期限までに支払いの完了したものを。

【家財・家電】令和2年3月31日(火)まで 【自動車】令和2年10月12日(月)まで

◇補助対象経費の一例

【家財】布団、ガスコンロ、ベッド、食器棚、タンス、カーテン、机、いす など

【家電】冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、ストーブ、扇風機、テレビ、電話(携帯電話を除く) など

【自動車】車、バイク、原付バイク

※災害により買換え・修繕が必要となったもののみ対象となります。

※「畳」「エアコン」「トイレ」「風呂」「給湯器」などの住宅の設備とみなされるものについては対象外です。

※保険金等により補てんされた金額は除きます。

◆補助額 【家財・家電】補助対象経費(家財・家電の合算額)の20%(上限額 1世帯につき10万円)

【自動車】補助対象経費の20%(上限額 1台につき10万円・1世帯につき20万円)

◆必要書類 世帯主の印鑑、世帯主名義の通帳、購入・修繕に要した費用が分かる領収書・レシート・契約書等(【家財・家電】は日付、明細が分かるもの、【自動車】は日付、金額、車種やナンバー(車台番号、型式でも可)の記載があるもの)

【家財・家電のみ】り災証明書 / 【自動車のみ】ひ災証明書、購入・修繕した自動車の自動車検査証

◆申請期限 令和2年11月12日(木)まで ※申請は1世帯につき「家財・家電」「自動車」でそれぞれ1回までです。

問合せ先 障がい福祉課 ☎(21)2146

## (8) 災害援護資金貸付金

台風19号により世帯主が負傷した または 住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸し付けを行います。

◆貸付限度額等 貸付限度額は被害の程度に応じて150万円から350万円です。

利率は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%で、据置期間3年経過後の7年間で返済していただきます。

◆申請期限 令和2年1月31日(金)まで

問合せ先 福祉総務課 ☎(21)2201

## 崩土等除去・敷地復旧

### 崩土等除去・敷地復旧の補助【(9) 農地・(10) その他の土地】

個人の所有地などでの、台風19号による土砂や倒木等の撤去費用、法面崩壊などの復旧費用に対して、その費用の一部を補助します。

◆対象 農地・その他の土地の所有者 または 借地権者 で、崩土等の除去 または 敷地復旧の工事を実施した方・実施する方

◆対象事業 農地・その他の土地の崩土等除去 または 敷地復旧事業で、復旧工事費が10万円以上となるもの

◆補助金額 当該復旧工事に要する費用の50%(上限20万円)

◆申請に必要なもの 復旧工事の明細書、見積書(実施後の場合は領収書)、写真 など

問合せ先 農地については：農林整備課 ☎(21)2387 その他の土地については：都市計画課 ☎(21)2433

### (11) 共同墓地の崩土等除去、敷地復旧への補助

市内に設置されている共同墓地での、台風19号による土砂崩落を起こした法面および通路に対し、復旧する際の費用の一部を補助します。

◆対象 崩土等除去、敷地復旧を行う共同墓地の管理者等

◆対象事業 共同墓地の崩土等除去、敷地復旧の費用(10万円以上が対象)

◆補助金額 当該復旧工事に要する費用の50%(上限100万円)

◆申請に必要なもの 復旧工事の明細書、見積書(実施後の場合は領収書)、写真 など

問合せ先 環境課 ☎(21)2143

## 農業に対する支援

### 令和元年台風19号で、被害を受けた農業者を支援します

台風19号により被災された農業者の方で、次の内容を行う方を補助します。補助の要件や補助金額等はそれぞれ異なりますので、見積書(実施後の場合は領収書)および明細書の写し、対象箇所の写真などをご用意の上、問合せ先へご確認ください。

(12) 農業用機械 購入、修理

(13) 農作物等 農薬・肥料・種苗の購入等、取り片付け作業、果実の摘果および選果に係る作業

(14) 農業用施設 修繕、再建、撤去作業、施設へ流入した土砂の撤去作業

(15) ハウスの補強 農業用ハウスの補強

(16) 資金の借り入れ 復旧資金の借り入れ(利子に対する補助)

問合せ先 農業振興課 ☎(21)2384 大平産業振興課 ☎(43)9212 藤岡産業振興課 ☎(62)0906

都賀産業振興課 ☎(29)1104 西方産業振興課 ☎(92)0313 岩舟産業振興課 ☎(55)7764

## 商工業に対する支援

### (17) 被災事業所等復旧支援事業費補助金

台風19号により市内で被災された事業者の復旧を支援します。

◆対象 被災した事業所(建築物)の復旧を行う、市内で事業を営む事業者

- ◆補助金額 事業所の復旧費用（10万円以上が対象）を補助します。  
◇補助限度額 全壊：100万円まで 大規模半壊：75万円まで  
半壊：50万円まで 一部損壊：復旧費用の50%（10万円まで）  
※保険金等の額は、対象費用から控除
- ◆申請方法 事業所の復旧を実施しようとするとき（実施後も可）に、次の書類を添えて申請してください。
- ◆提出書類 見積書および明細書（実施後の場合は領収書）の写し、被災事業所等の写真、被災証明書の写し
- ◆申請期限 令和2年10月12日（月）まで 問合せ先 商工振興課 ☎（21）2371

### （18）被災中小企業再建支援補助金

- 台風19号により市内で被災された中小企業者の再建を支援します。
- ◆対象 市内で事業を営む中小企業者で次のことを行った方  
①被災した事業用設備の更新や改修（30万円以上が対象） ②仮設事業所整備による臨時的な事業復旧
  - ◆補助金額 ①事業用設備の更新、改修等の費用の20%（100万円まで）  
②仮設事業所の設置等の費用の20%（100万円まで）  
※保険金等の額は、対象費用から控除
  - ◆申請方法 事業用設備の再建後 または 仮設事業所の設置等を行った後に、次の書類を添えて申請ください。
  - ◆提出書類 ①事業用設備更新等  
再建費用を証明する書類、被災が確認できる書類（被災証明書等）または写真、再建前後の設備の写真  
②仮設事業所設置等  
設置等費用を証明する書類、被災が確認できる書類（被災証明書等）または写真、設置等の状況写真
  - ◆申請期限 令和2年11月12日（木）まで 問合せ先 商工振興課 ☎（21）2371

### （19）被災中小企業災害復旧資金融資利子補助金

- 台風19号により市内で被災された中小企業者の借入利率の利子を補助します。
- ◆対象 市内で事業を営む被災した中小企業者で、市制度融資等を利用した方
  - ◆補助金額 償還期間中に返済することが見込まれる利子の80%（100万円まで）
  - ◆申請方法 市制度融資等の利用後、次の書類を添えて申請ください。
  - ◆提出書類 金融機関が発行する融資実行額、返済期間等を証明する書類、被災が確認できる書類（被災証明書、被災証明書等）
  - ◆申請期限 令和2年11月12日（木）まで 問合せ先 商工振興課 ☎（21）2371

## 【その他の支援・お知らせ

### 水道料金等の減免

市の水道を使用している方で、台風19号により被害を受けた方に、家屋の清掃等に水道水を使用した分の水道料金および下水道使用料を減免します。

- ◆対象 市の被害状況調査の結果、住居・事業所・店舗等が床上・床下浸水家屋に該当した方 および 事業者
  - ◆減免額 前年同期の水量と比較して増加した水量を減免します。
  - ◆申請等 不要です。減免に該当する方には、減免後に通知をお送りします。
- ※床上・床下浸水の被害を受け、片付けなどの作業で普段よりも多く水道水を使用したにもかかわらず、3月末日までに通知が届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。
- ※前年同期水量が漏水で多い場合は、前6か月の平均水量とします。
- ※水道を使用開始して6か月未満の方は、前回検針時の水量と比較して増えた分を減免します。
- ※水道を使用開始して2か月未満の方は、次回検針時の水量と比較して、次回請求分から減免します。
- ※今回使用水量が前年同期または前6か月の平均水量より少ない方、井戸水のみの方、今回使用水量が基本水量（1か月あたり5立方メートル）以下の方については対象となりません。 問合せ先 企業経営課 ☎（25）2100

### 保育料の免除

- 台風19号により住宅が床上浸水した、認可施設に通う園児の保護者の保育料を、申請により免除します。
- ◆対象 住宅が床上浸水した園児の保護者 ◆免除期間 令和元年10月分から令和2年3月分
  - ◆免除金額 0～2歳児の保育料全額 ◆申請期間 令和元年11月18日（月）～令和2年3月31日（火）（平日のみ）
  - ◆申請方法 申請書に被災証明書の写しを添えて問合せ先へ 問合せ先 保育課 ☎（21）2232

### 法人市民税の申告・納付期限の延長

国税庁の告示により、台風19号により被害を受けた地域に所在する法人の法人市民税について、令和元年10月12日以降に申告期限が到来するものから、申告・納付等の期限が自動で延長になります。申告・納付期限を過ぎてしまっても、督促手数料等はありません。

- ◆対象 ○栃木市に本店または主たる事務所の所在地（以下「本店等所在地」という）のある法人  
○国税庁にて指定地域に指定されている地域に本店等所在地のある法人  
※指定地域は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）にてご確認ください。
  - ◆延長期限 別途国税庁が告示で定める期日まで（※ 国税庁で告示があり次第、市ホームページなどでお知らせします）
  - ◆納付時の注意 後日、納期限が切れている納付書を使用して法人市民税を納付する際は、金融機関にて「国税庁の告示による申告期限の延長に該当する旨」をお申し出ください。また、金融機関担当者より栃木市役所市民税課法人係に確認の連絡するようお願いいたします。
- ※指定地域外に本店等所在地がある場合でも、災害により被害を受けた法人は、所轄税務署に提出した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の写しを当市へ提出、または郵送いただくことで、法人市民税の申告・納付等の期限も同様に延長することができます。 問合せ先 市民税課 ☎（21）2265